

平成14年7月23日付け農林水産省指令14総合第2225号による、森井食品株式会社に対するJAS法第19条の9第1項の規定に基づく指示の内容

- 1 手延べそうめん類について、手延べそうめん類品質表示基準に違反する表示が行われていたが、これについては、社員教育、社内での不正を防止する相互チェック体制等に構造的な欠陥があったと考えざるを得ないことから、これらを含めて、原因を徹底的に究明し、分析すること。
- 2 1の結果を踏まえて、表示に関する責任の所在を明確化し、相互チェックが可能な社内管理体制及び人事システムを整備するとともに、役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 3 市場流通させるにあたっては、在庫品を含む手延べそうめん類の表示が適正であることを確認の上流通させること。
- 4 1から3までに基づき講じた措置等について、速やかに農林水産大臣あて報告すること。